宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治琵琶33番地
印刷所　KK 新進堂

市の住民登録人口
（42年6月末日現在）

世帯数	23,262世帯
人口	82,488人
男	42,328人
女	40,160人
外人登録人口	1,304人

42年6月市人口の動き
出生155人　死亡36人
結婚122組　離婚 8組

市の面積
67.29 平方キロメートル

特集号　水道

迫られる配水施設の強化

市営水道

料金改訂で健全な会計に

二億四千万円で整備

第二次計画　来年度から着手へ

宇治市では、水道事業の財政の健全化と急増する市民への給水サービスの拡大のため、かねてからいろいろ検討を重ねてきましたが現在の公営企業制度の下では、水道料金の改訂によらざるを得ないとの結論に達し、その成案を急いでいましたが、このほど新しい料金案と第二次拡充計画（試案）がまとまりましたので、さる六月二十三日に開かれた市議会経済水道委員会と同二十六日の全員協議会で、料金改訂についての考え方や改訂案などについて説明を行ない、七月六日から再開された六月定例市議会に料金の改訂を含む宇治市水道事業給水条例の一部改正案を提案しました。

本号では、市民の皆さんに今定例市議会で審議される新水道料金案と料金改訂の必要性、今までの経過などを知っていただき、なぜ水道料金の改訂をしなければならないかについて、皆さんとともに考えてみたいと思います。

もし山城水道がなかったら

今年は五月中旬から六月下旬に水や時間給水が行なわれ各地で住民が飲料水の確保に苦労している中旬から夏のような暑さが続いた上雨が降らなかったため、京阪神地方では、井戸水が枯れたり、水道の水源が枯れて水不足が起り、断いとどころです。

ことが、テレビや新聞などに報道されたことは、私達の記憶に新しいことです。

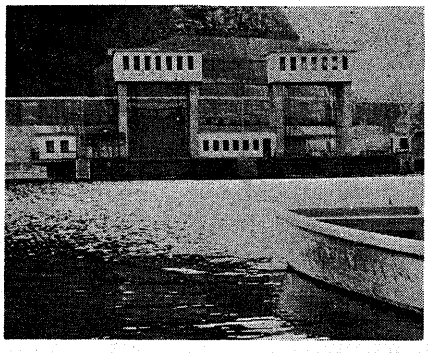

豊かなダムの水が山城水道で浄化され家庭に送られる

宇治市でも、人口の急増のため市民の皆さんに迷惑をかけ水道施設が追いつけず、高台や周辺部で断水や時間給水をしたためなどの事態に見舞われたにもかかわらず、今のところ各家庭に大きいご不便をかけずにくることができました。

宇治市の水道は宇治、神明、小倉、御蔵山、志津川の市営浄水場と府立山城水道からの水が送られています。しかし、府立山城水道を除いた五つの市営浄水場はいづれも小規模ですので、配水できる水量は一日最高八千六百トンに過ぎません。

ところが、本年六月四日の水道配水量は一万五千八百トンで宇治市上水道の最高を記録しました。

いま、かりに、前記五つの市営浄水場をフルに運転して水を送り出したとしても、七千二百トンが不足することになります。

当日の記録では、府立山城水道から一万一千七百トンを受水して各家庭に送っていますが、もし府立山城水道がなかったらのような混乱がおこったかを考えただけでも恐ろしいことといえます。

ダムからのつきない水が山城水道で浄化され、私達の日常生活に使われ、豊かな生活に役立っているのです。

新料金案の決め方

標準家庭　一日約六円の値上げ

低所得者は現行料金で

宇治市の水道料金は、昭和二十六年市制施行当時きめられたまま十六年間改訂を行なわずに今日に至りました。他都市においては、水道会計のバランスがとれなくなったとして料金改訂をしてきたところも多く、それでも、水道事業が公営企業というワクにより独立採算制を強いられている事情を細かく検討して値上市を最小限度にくいとめました。

今回の料金改訂案は、次表のとおりですが、各家庭をはじめ、水道を使われる立場にたって種々の事情を細かく検討して値上市を最小限度にくいとめました。

水道料金改訂案

(1)専用給水装置

用途＼料率	基本使用料（1月につき）水量㎥	使用料円	超過使用料（1㎥につき）1段円	2段円
家庭用	8	260	9㎥～20㎥ 35	21㎥以上 40
官学校公署用	10	430	11㎥以上 45	—
病院診療所用	10	330	11㎥～20㎥ 35	21㎥以上 40
工場事業所用	10	450	11㎥～20㎥ 48	21㎥以上 53
臨時工事用	50	3,000	51㎥以上 65	—
撒水用	20	1,200	21㎥以上 65	—
営業用	8	260	9㎥～20㎥ 35	21㎥以上 42
浴場営業用	8	260	9㎥～20㎥ 35	21㎥以上 28
低所得者用	8	160	9㎥以上 30	—

(2)共用給水装置

基本使用料（1月につき）水量㎥	使用料円	超過使用料（1㎥につき）円
7	170	30

考え方は

① 市民の日常生活に必要な使用水量分は、できるだけ料金を低くおさえる。

② 能力に応じて料金負担をしていただく原則に立つ。

また、この表でもわかるように特に「低所得者用」を新設し、基本料金については、値上げをしない配慮をしているほか、浴場営業用については、市民の保健衛生上の見地から大浴客が使用する部分の料金を極力低くして、入浴料金が市民に大きい負担にならないようにし、また、病院、診療所、産院についてもこうした点を十分考慮して決定したものです。

どれくらいの負担になるか

それでは、この改訂案でのくらいの額が、新たに家計の負担となるか計算してみましょう。

例えば、家庭用では、水道調査資料によれば、宇治市内の一世帯（平均三・四人）当りの一カ月の平均使用水量は、十四トンとなっています。

これを比較して計算すると

(イ)：現行料金では月平均二六二円

(ロ)：改訂料金では月平均四七〇円

となり、差引き（ロ－イ）一七八円になります。

使用料単価と額は一〇円を加えると、実際の値上額は一カ月一八八円となり、一日当り、六円二十七銭の家計負担増となります。

もちろん、この額は、平均によっていますので、使用水量の大小によって家計負担がこれより多くなったり少なくなったりしますが値上額は各家庭の生計費からみまして、それほど大きな影響を持つ額にならないものと考えられます。

激増する水道利用者

給水見込人口（昭和四十五年）を突破

ダムの水が家庭へ

昭和三十六年三月、宇治市は府が天ケ瀬ダムを水源として、宇治市ほか三町に給水を行うために建設する府立山城水道から受水して各家庭に給水する方式を骨子とした、宇治市上水道施設拡充整備計画を議会に提案し、可決されました。

これは、その当時三つの市営浄水場を廃止して、将来にわたって質、量ともに安定した水源を府立山城水道で確保することを目的に計画されたものです。

市では、議会の議決を経た上水道施設整備拡充計画を厚生大臣の認可を受けると同時に、起債の申請を行ない、昭和三十七年から事業に着手し、昭和四十年にほぼ完了しました。

この計画では、昭和四十五年の市の人口七万七千人、給水人口五万人を目標にし、一億九千二百万円の経費をかけて、府立山城水道から受水し、これを市内に給水するための施設を整備するもので、宇治川右岸沿の高台に容量千五百トンの低区配水池と千百トンの高区配水池各二池、五ケ庄三番削に六百トンの配水池一池のほか、全市にわたって三万メートルにも及ぶ配水管を敷設しました。

こうして第一次拡充整備計画がほぼ完了し、昭和四十六月にはじめて府立山城水道で浄化された天ケ瀬ダムの水が市内の家庭へ送り出されました。受水量も日ごとに多くなり、宇治から槇島、東宇治、小倉、大久保へと配水されましたが、この頃から次から次へと生れた団地への給水も開始され急激に給水人口がふえてきました。

そして、さる六月末現在、給水人口は四万九千人に達し、昭和四十五年の給水予定人口五万人に対しており、三年も早く到達しようとしており、更にそれを上回ることが予想されます。

もし、このまま水道施設の拡張をしないでおくと、明後年度以降では、給水申込みをお断りしたりいばかりでなく、遅くすれば断水が続発し、多大のご迷惑をかけることが十分予想されます。

市では、このような事態を避けるため、第二次の施設拡充計画の作成を急いでいましたが、このほど、ほぼまとまりました。

第二次拡充計画のあらまし

総額二億四千万円の経費を投じて配水施設の整備を行なうもので、昭和四十六年の市の人口十二万七千人、計画給水人口八万二千人とし、一日最大配水量は二万九千トンを見込んでいます。

〔計画試案の概要〕

① 河北地区（六地蔵・木幡・五ケ庄）＝この方面へは従来の配水池に加え、高所に配水池（七百トン）二池を増設。山城水道からの送水を途中で加圧し、配水池に揚げ、丘陵地に配水管を敷設して高台地区に給水する。

② 河南高地区（宇治・神明・広野町・開町）＝この地区は、一帯が丘陵住宅地域であり、配水池（七百トン）の増設と新たな配水幹線を敷設して充実をはかる。

③ 河南低地区（宇治の一部・槇島・小倉・伊勢田・大久保）＝田園地帯の住宅団地、工場群に対処するため、配水池（二千トン）二池の増設を行ない、新たに大口径の配水管を敷設する。

宇治市上水道施設第二次拡張整備計画試案

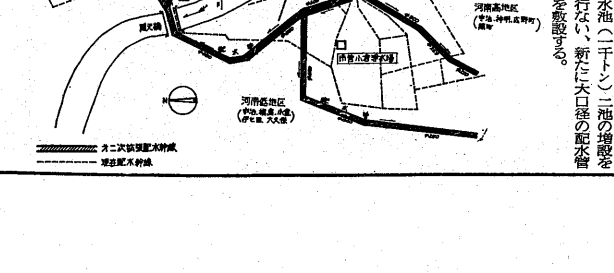

整備費は全額が借金

借入には健全財政が第一条件

市の給水見込人口が、昭和四十二年に突破し、このまま拡張しないでおくとそれ以後は給水申込があっても受入れることができなくなりますので、これを避けるため昭和四十三年度から第二次の計画を実施しなければならなくなったことはご承知いただけたことと存じます。

金がかかる施設の整備

この計画では、総額二億四十万円もの巨額の経費がいるのですがこの施設費をどうして調達するかが問題になります。

市の財政に余分の金があればよいのですが、教育、土木その他の事業が山積しているなかで多額の金を水道施設整備拡充費にあてるわけにはゆきません。また、公営企業のたてまえからも、一般会計からの繰入れは最小限度に止めなければならないのです。

これはちょうど、一般の企業が金融機関から金を借りる場合に貸出す側のときと同様起債（大蔵省や公営企業金融公庫から借入れる事業費で長期間にわたって元利を返してゆく借金）により賄うことになります。

起債を受けるには、拡張計画、従来の起債状況、会計収支見込、将来の見通しなど細かい計画書を政府に提出して認可を受けなければならないのです。

これはちょうど、一般の企業が金融機関から金を借りる場合に貸出す側のときと同様です。起債を申請した際であったり、著しく収支のバランスがとれていない場合は、起債が認可されないことになり、事業は行なえないことになります。

そのため、この第二次の拡充計画の起債を得るためには、水道会計の財政が健全であることが第一条件であるだけで、これが一番大切なことなのです。

では、水道会計の現状とこんどの見込、健全財政を維持するにはどうしなければならないかについて経理面から説明を加えてみましょう。

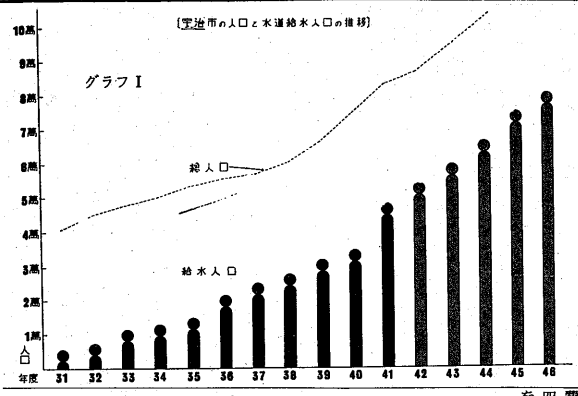

水道会計の将来

表Ｉは、昭和四十一年度水道の会計の決算見込です。これによるとまず、収入では、水道料金、その他の収入あわせて六千九百二十八万七千円、支出では、人件費、物件費、それに受水費、減価償却費、支払利息等あわせて八千二十四万九千円になり、この収支だけをみると差引一千九十六万二千円のほかに、施設拡充費にあてるための赤字が見込まれています。（この赤字を加えると、累計で二億六千二百七十二万七千円もの不足額が出ることが予想されます。

表Ｉ　昭和41年度水道会計決算見込　（単位千円）

収入 科目	収入 金額	支出 科目	支出 金額	摘要
水道料金	57,451	人件費	20,846	
その他	11,836	物件費	9,462	
		受水費，減価償却費，支払利息	49,941	
計	69,287	計	80,249	差引10,962千円の赤字

表Ⅱは、水道料金の改訂をしないで現行料金のままグラフ一のように各年度別給水見込人口により昭和四十二年度から四十六年度まで給水しようとした場合です。

表Ⅱ　昭和42年度から昭和46年度までの水道会計収支見込　現行料金の場合

年度	収入	支出	差引不足額	左の累計
昭42	116,935	160,644	△ 43,709	△ 43,709
43	188,385	250,586	△ 62,201	△ 105,910
44	191,864	263,386	△ 71,522	△ 177,432
45	192,414	275,033	△ 82,619	△ 260,051
46	140,240	231,953	△ 91,713	△ 351,764
計	829,838	1,181,602	△ 351,764	

改訂料金でも不足額がでる

次に第Ⅲ表について説明しましょう。これは一面で説明した料金改訂案により第Ⅰ表の計算と同じ方法により算出した場合を示したものです。

これによると昭和四十二年度では一千九十七万九千円、四十三年度一千五十九万六千円、四十四年度一千三百四十万一千円、四十五年度一千七百八十一万六千円、四十六年度一千九百六十七万九千円になり、合計では、七千二百四十七万一千円、これに昭和四十一年度分の一千九十六万二千円の赤字を加えると累計では、八千三百四十三万三千円となります。

いま比較したように現行料金のまま給水した場合と改訂料金による不足額は、毎年一般会計から一千百四十七万一千円、これに昭和四十一年度分の一千九十六万二千円の赤字を加えると累計では、八千三百四十三万三千円となります。

これによると、不足額は四十二年度には四千三百七十万九千円、四十三年度六千二百二十万二千円、四十四年度七千百五十二万二千円、四十五年度八千二百六十二万九千円、四十六年度九千百六十二万三千円になり、合計で三億三千百七十六万四千円にもなり、これに昭和四十一年度分の一千九十六万二千円の赤字を加えると、累計では三億六千二百七十二万七千円もの不足額が出ることが予想されます。

表Ⅲ　昭和42年度から昭和46年度までの水道会計収支見込　改訂料金の場合

年度	収入	支出	差引不足額	左の累計
昭42	149,665	160,644	△ 10,979	△ 10,979
43	239,990	250,586	△ 10,596	△ 21,575
44	249,985	263,386	△ 13,401	△ 34,976
45	257,217	275,033	△ 17,816	△ 52,792
46	212,274	231,953	△ 19,679	△ 72,471
計	1,109,131	1,181,602	△ 72,471	

苦しい公営企業

望まれる国の援助

市町村が経営する水道や交通病院、電気、ガスなどの事業は地方公営企業法という法律によってワクがはめられ、㈠独立採算を守ること、㈡公共性の確保③経済的であること、の三つが要求されています。

昭和四十年度末では、全国でこの公営企業に該当する事業は五、九五五もありますが、これらの事業はどこ数年来急速に経営が悪化しているのが実情です。このため昭和四十年度において上下水道事業で、全体の三〇・七％にあたる事業が料金の値上げを行なっています。

公共性と独立採算制、それに経済性を両立させることはむずかしく特に宇治市のような人口急増の都市においては、市民への給水という公共性を優先させる必要があり、しかも独立採算を堅持した場合には、料金の値上をしなければならないという矛盾にどうしてもぶつかります。また公営企業の場合は、他の事業のように国からの補助金や交付金などは全然ないのです。

人口が増加し、給水施設を建設する必要があっても財源は起債だけしかなく、これを返済するための住民負担にはね返る料金収入により収支のバランスを保たなければなりません。

国の公営企業に対する財政措置と根本的な制度の改正が待たれるわけで、市長としても機会あるごとに国に対して抜本的な改正を要望していますが、いまだ根本的な解決はなされていません。

水道は市民の生活に直結し一日も欠かすことができないだけに、国においても本格的にこの問題に取組み、一日も早く解決のため、適切な手が打たれることが切望されます。

グラフ説明

〔右〕の円形グラフに示したのは、昭和四十二年度から四十六年度までの五年間に各家庭に給水する一トン当りの内訳です。

〔左〕は建設事業費に借入れた起債の一定度別内訳。料金改訂が行なわれない場合は、四十三年度から四十六年度までの二億四千万円は借入れができません。

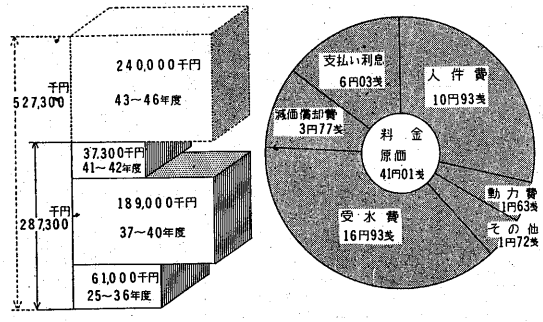

山城水道も増設へ

当初の計画を上回る

宇治市の水道使用量はうなぎのぼりにふえつつありますが、現在府立山城水道から宇治市が受けられる水量は、一日最高一万二千五百トンとなっています。

この府立山城水道は、前にも説明したとおり、宇治市、城陽町、八幡町、久御山町に給水する広域水道です。南山城地方では、年々人口がふえていますが、特にここ二、三年の一市三町の人口増は著しいものがあります。中でも一番の大口需要者である宇治市では、転入してくる人のほとんど全部が市営水道の利用者のですから給水量が大幅にのびるのも当然です。

府立山城水道もこのままでは、昭和四十四年には、ピンチになることが予想され、府でも現在施設の拡充を検討中で、ダムからの取水量をふやすことについて建設省と交渉がはじめられています。

宇治市の計画が実施されるには府立山城水道の施設の拡充も行なわれなければなりませんが、この山城水道の施設拡充が認可されるためには、大口需要者である宇治市の水道会計が、健全であることがまた前提条件になるのです。

府立山城水道の浄水槽

むすび

宇治市の水道は市の発展とともに拡張され、充実してまいりました。そして更に今後の発展に備えて整備が必要になってきました。それはただ給水区域の拡大や給水人口の増加だけが目的ではありません。水質をよくし水の圧力を強くするなど豊富な充実も大切ですこうした市民の生活を豊かにするサービスの向上は同時に市の発展の基盤ともなります。そのためには水道企業の財政の確立が先ず条件です。これが今回の水道料金を改訂しなければならなくなった理由です。どうか市民の皆様のご理解と協力を切にお願い申上げます。